

電話での初診・再診について

新型コロナウイルス感染症の流行による特例として電話等の情報通信機器を用いた診察の適応が拡大されました。今までは、「病状の安定している定期通院中の患者さんへの継続処方」のみが対象となっていました。

今回、新型コロナウイルス感染拡大防止のため特例として、「当院に受診歴のない方」（初診）も電話等情報通信機器による診察の対象となりました。（特例措置のため期間未定）

以下にそれぞれの流れを説明いたします。

「慢性疾患にて定期通院中で安定した状態で服薬を継続されている方」（再診）
（整形外科・内科） ※整形と内科の診療時間は異なります。

①診療時間内にクリニックにお電話ください。（0532-65-6565）

その際、お手元に保険証等をご用意いただき、前回と変更があるかお伝えください。

変更がある場合お手数ですが、お薬を取りに来ていただく際、確認させていただきます。

②医師より電話にて病状等を確認し、処方して頂きます。（基本 30 日分）

③当院までお薬を取りに来ていただきます。その際に会計も行います。

「当院に受診歴のない方」（初診）
（整形外科のみ）

①診察のご希望の方は診察時間内にクリニックにお電話ください。（0532-65-6565）

その際、保険証等をご用意いただき、後ほど当院あてにコピーの FAX をお願いします。

カルテ作成の際必要となります。（FAX : 0532-41-7766）

②電話での初診可能と判断させていただきましたら、当クリニックの医師におつなぎいたします。直接、医師と電話でやりとりをしていただき、指導、支持や処方などをお受けください。

③お薬は当院へ取りに来ていただきます。その際に、会計も行います。

※受診歴のない方は、最大 7 日分の処方となり、向精神薬、睡眠薬は処方できません。

電話での診療のみで不十分な場合は、医師から受診を勧奨することもございます。

また、初診及び再診も医師の判断により対面診療が必要になる場合は、ご了承ください。